

「規制改革推進のためのアクションプラン・ 12の重点検討事項に関する答申」関係 資料

目次

1 . 株式会社等による医療機関経営の解禁	
株式会社立病院一覧	1
2 . いわゆる「混合診療」の解禁（保険診療と保険外診療の併用）	
「混合診療」の解禁の意義	2
「混合診療」の解禁に関する今後の方向性	3
3 . 医薬品の一般小売店における販売	
医薬品の販売規制について	4
薬事関係業態数調	5
特例販売業者の取扱い品目範囲	6
薬局等における薬剤師の不在率	8

4 . 幼稚園・保育所の一元化	
幼稚園と保育所の共用化施設数	9
5 . 株式会社・NPO 等による学校経営の解禁	
学校法人以外の設置者に対する補助金の交付実績	10
6 . 株式会社等による農地取得の解禁	
耕作放棄地が増加している主な理由	11
7 . 高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和	
住宅に係る容積率緩和制度の仕組み	12
用途別容積型地区計画の運用改善について	13
8 . 株式会社等による農業経営（農地のリース方式）の解禁	
構造改革特区における農地貸付方式による株式会社等の農業経営への 参入例一覧	14

株式会社立病院一覧

平成14年11月27日現在

(出典 :厚生労働省医療施設調査)

No	病 院 名	開設者	都道府県
1	札幌鉄道病院	JR北海道	北海道
2	NTT東日本札幌病院	NTT東日本	北海道
3	津別病院	丸玉産業(株)	北海道
4	JR東日本仙台病院	JR東日本	宮城
5	NTT東日本東北病院	NTT東日本	宮城
6	日東病院	日東紡績(株)	福島
7	日立製作所水戸総合病院	(株)日立製作所	茨城
8	日立製作所日立総合病院	(株)日立製作所	茨城
9	日立製作所多賀総合病院	(株)日立製作所	茨城
10	キッコーマン総合病院	キッコーマン(株)	千葉
11	JR東京総合病院	JR東日本	東京
12	NTT東日本関東病院	NTT東日本	東京
13	小平記念東京日立病院	(株)日立製作所	東京
14	いすゞ病院	いすゞ自動車(株)	東京
15	東芝病院	(株)東芝	東京
16	東京急行電鉄(株)東急病院	東京急行電鉄(株)	東京
17	東京専売病院	(株)日本たばこ産業	東京
18	東京電力病院	(株)東京電力	東京
19	富士電気病院	富士電気(株)	神奈川
20	三菱重工大倉山病院	三菱重工業(株)	神奈川
21	日立製作所戸塚総合病院	(株)日立製作所	神奈川
22	日本鋼管病院	日本鋼管(株)	神奈川
23	富士通川崎病院	富士通(株)	神奈川
24	不二越病院	(株)不二越	富山
25	NTT西日本金沢病院	NTT西日本	石川
26	NTT東日本長野病院	NTT東日本	長野
27	NTT東日本伊豆病院	NTT東日本	静岡
28	JR東海総合病院	JR東海	愛知
29	NTT西日本東海病院	NTT西日本	愛知
30	三菱名古屋病院	三菱重工業(株)	愛知
31	トヨタ記念病院	トヨタ自動車(株)	愛知

No	病 院 名	開設者	都道府県
32	京都専売病院	(株)日本たばこ産業	京都
33	NTT西日本京都病院	NTT西日本	京都
34	三菱京都病院	三菱自動車工業(株)	京都
35	関西電力病院	(株)関西電力	大阪
36	大阪鉄道病院	JR西日本	大阪
37	NTT西日本大阪病院	NTT西日本	大阪
38	中山製鋼所病院	(株)中山製鋼所	大阪
39	三菱神戸病院	三菱重工業(株)	兵庫
40	鐘紡記念病院	鐘紡(株)	兵庫
41	神鋼加古川病院	(株)神戸製鋼	兵庫
42	玉野三井病院	三井造船(株)	岡山
43	三菱水島病院	三菱自動車工業(株)	岡山
44	川鉄水島病院	川崎製鉄(株)	岡山
45	中電病院	(株)中国電力	広島
46	広島鉄道病院	JR西日本	広島
47	広島三菱病院	三菱重工業(株)	広島
48	マツダ病院	マツダ(株)	広島
49	三菱三原病院	三菱重工業(株)	広島
50	日立病院	(株)日立製作所	山口
51	徳山病院	(株)トクヤマ	山口
52	宇部興産中央病院	宇部興産(株)	山口
53	三菱重工(株)下関造船所病院	三菱重工業(株)	山口
54	NTT西日本松山病院	NTT西日本	愛媛
55	住友別子病院	住友金属鉱山(株)	愛媛
56	JR九州病院	JR九州	福岡
57	NTT西日本北九州病院	NTT西日本	福岡
58	飯塚病院	麻生セメント(株)	福岡
59	三菱化学(株)黒崎事業所附属病院	三菱化学(株)	福岡
60	NTT西日本長崎病院	NTT西日本	長崎
61	三菱重工業(株)長崎造船所病院	三菱重工業(株)	長崎
62	NTT西日本九州病院	NTT西日本	熊本

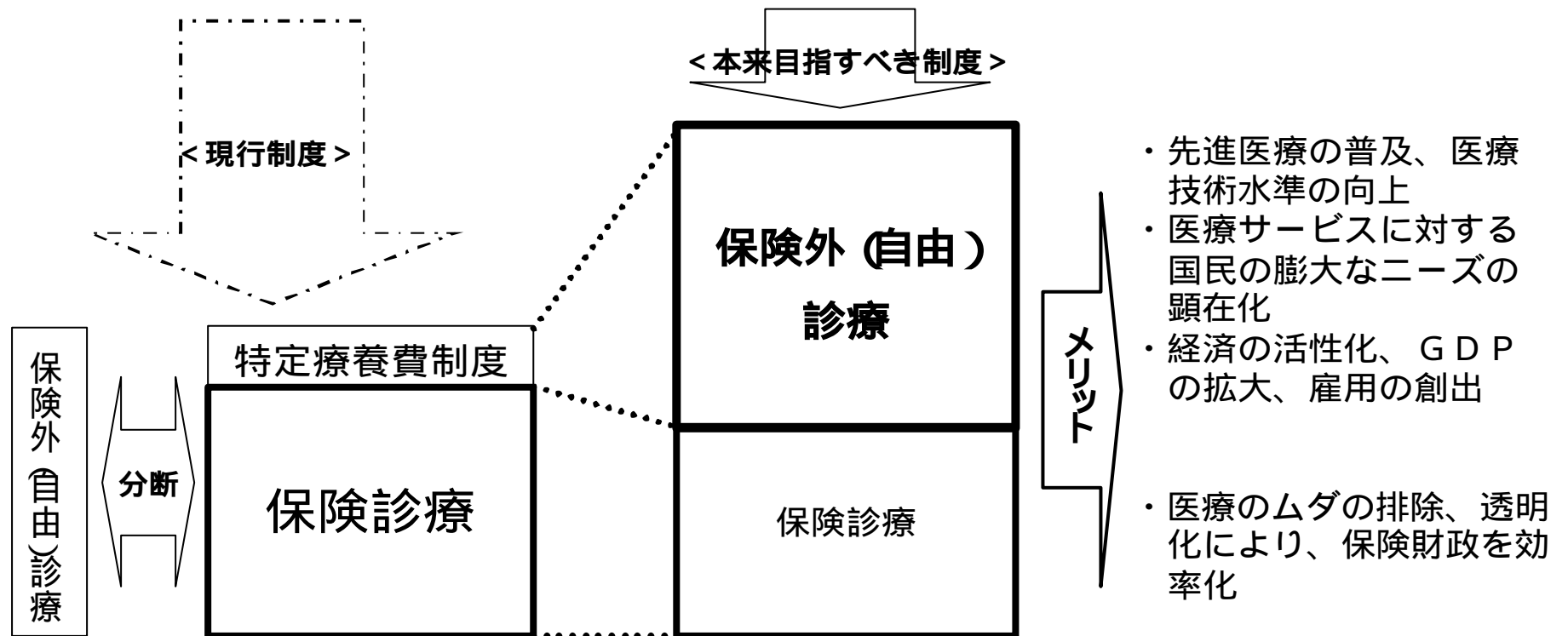
(注)医療法施行(昭和23年10月27日)以前に既に病院又は診療所として開設されていたものが大半であるが、それ以降に開設されたものも、旧電電公社等が、当該従業員の福利厚生を主たる目的として開設したものである。

「混合診療」の解禁の意義

(総合規制改革会議作成)

公的保険だけで国民の医療ニーズを全て賄うのは最早限界。
医療技術の発展も障害。

国民の期待、医療技術の発達



「混合診療」の解禁に関する今後の方向性

(総合規制改革会議作成)

現行 (特定療養費制度)

特定承認医療保険機関 (128)

	A病院	B病院
a技術			
b技術			
c技術			
⋮			

73

決定事項 (同制度の拡充)

一定の基準を満たした病院

一定の基準を満たした医療技術

	A病院	B病院
a技術			
b技術			
c技術			
⋮			

既に認められた技術に限り、個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みを導入

今後の方向性

特定承認医療保険機関 (128) など

	A病院	B病院
a技術			
b技術			
c技術			
⋮			
新技術			
新技術			

73

新たな技術 サービス

高度先進医療技術について、病院ごと、技術ごとに中医協などで個別に承認

あくまでも特定療養費制度の枠内での改善
既にある技術 (73) の範囲内で、個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みを導入。
新しい技術は引き続き、個別に承認

新しい技術 (海外では標準的な技術) を対象
現場の創意工夫と競争を通じた医療技術の向上

医薬品の販売規制について

(厚生労働省資料に基づき作成)

1. 医薬品の販売業の許可

薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売、授与等してはならない。

医薬品の販売業の許可は、一般販売業の許可、薬種商販売業の許可、配置販売業の許可、特例販売業の許可の4種に分けられている。

医薬品の販売業の許可は、配置販売業以外の販売業については、その店舗の所在地の都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業に当たっては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）が店舗ごとに、配置販売業については、配置しようとする区域ごとに、その区域を含む都道府県知事が与える。

それぞれの許可ごとの業務の内容、扱える医薬品の範囲、薬剤師の配置の要否及び業態数は次のとおり。

なお、医薬部外品については、それが不良品の販売、授与等である場合を除き、販売に関する規制はなく、コンビニエンス・ストア等の一般小売店でも販売可能である。

2. 医薬品の販売業の業態数等

種類	業務の内容	調剤の可否	販売の対象となる医薬品の範囲	薬剤師の配置の要否	業態数 (平成13年度末)
薬局	店舗販売及び調剤	可	全ての医薬品	要	48,252
一般販売業	店舗販売	不可	全ての医薬品	要	12,794
薬種商販売業	店舗販売	不可	指定医薬品 ¹ 以外の医薬品	不要	15,293
配置販売業	配置販売	不可	一定の品目 ²	不要	11,628
特例販売業	過疎地や離島等での店舗販売	不可	限定的な品目 ³	不要	9,947

- 1 薬事法施行規則(昭和36年2月1日厚生省令第1号)別表第1の5に掲げる医薬品
- 2 配置販売業品目指定基準(昭和36年2月1日厚生省告示第16号)に従い、都道府県知事が指定した品目
- 3 都道府県知事が指定した品目

薬事関係業態数調 (平成13年度末現在)

(出典:厚生労働省、平成13年度衛生行政報告例)

	総合計	医薬品											
		総数	製造業			輸入 販売業	薬局	一般販売業			薬種商 販売業	特例 販売業	配置 販売業
			小計	専業	薬局			小計	一般販売業	卸売一般 販売業			
1 北海道	6,042	6,042	481	45	436	2	1,983	917	351	566	999	1,225	435
2 青森	1,378	1,378	76	11	65	1	511	178	58	120	409	133	70
3 岩手	1,427	1,427	88	15	73	2	510	222	89	133	256	125	224
4 宮城	2,358	2,358	152	20	132	1	1,002	527	249	278	158	250	268
5 秋田	1,320	1,320	72	13	59	1	448	160	57	103	232	191	216
6 山形	1,345	1,345	83	18	65	3	425	189	98	91	169	238	238
7 福島	1,958	1,958	229	43	186	9	743	294	141	153	284	294	105
8 茨城	2,933	2,933	386	64	322	17	1,031	503	319	184	277	348	371
9 栃木	1,721	1,721	239	43	196	5	670	283	166	117	164	77	283
10 群馬	1,760	1,760	192	42	150	7	647	377	251	126	242	207	88
11 埼玉	4,896	4,896	477	96	381	22	2,026	1,423	958	465	271	182	495
12 千葉	4,146	4,146	450	69	381	19	1,958	934	634	300	208	131	446
13 東京	12,567	12,567	1,214	147	1,067	224	5,474	3,892	2,182	1,710	759	436	568
14 神奈川	6,184	6,184	751	97	654	19	3,091	1,471	1,034	437	276	186	390
15 新潟	2,488	2,488	222	41	181	2	878	348	179	169	354	233	451
16 富山	1,572	1,572	197	119	78	19	313	371	153	218	175	112	385
17 石川	1,339	1,339	143	11	132	0	318	273	137	136	164	183	258
18 福井	712	712	113	15	98	2	228	139	70	69	128	69	33
19 山梨	852	852	94	11	83	0	339	125	76	49	180	74	40
20 長野	2,831	2,831	405	35	370	11	808	349	188	161	288	608	362
21 岐阜	2,752	2,752	490	51	439	8	879	304	152	152	281	426	364
22 静岡	3,667	3,667	414	85	329	20	1,532	635	373	262	450	240	376
23 愛知	6,824	6,824	1,495	114	1,381	33	2,674	1,237	595	642	601	332	452
24 三重	2,203	2,203	335	48	287	7	677	261	130	131	372	228	323
25 滋賀	1,354	1,354	183	54	129	9	401	228	120	108	170	114	249
26 京都	2,400	2,400	345	49	296	8	810	452	251	201	340	144	301
27 大阪	9,336	9,336	1,862	241	1,621	123	3,147	2,193	1,036	1,157	1,128	347	536
28 兵庫	4,879	4,879	698	124	574	25	2,134	923	584	339	490	176	433
29 奈良	1,700	1,700	256	82	174	8	451	266	139	127	387	105	227
30 和歌山	1,428	1,428	258	31	227	7	434	215	119	96	234	77	203
31 鳥取	678	678	62	5	57	0	248	84	31	53	150	56	78
32 島根	764	764	31	5	26	0	230	85	35	50	194	92	132
33 岡山	2,006	2,006	167	40	127	3	710	307	156	151	375	234	210
34 広島	3,135	3,135	240	40	200	5	1,503	576	283	293	301	247	263
35 山口	1,781	1,781	242	34	208	8	776	246	130	116	264	171	74
36 徳島	997	997	128	38	90	7	382	179	89	90	115	85	101
37 香川	1,180	1,180	183	27	156	1	455	230	106	124	141	83	87
38 愛媛	1,253	1,253	123	14	109	1	520	185	80	105	175	128	121
39 高知	995	995	120	11	109	0	372	131	73	58	88	170	114
40 福岡	5,279	5,279	619	59	560	5	2,441	918	350	568	907	266	123
41 佐賀	1,162	1,162	127	19	108	3	499	146	60	86	175	44	168
42 長崎	1,728	1,728	184	17	167	0	676	201	73	128	273	188	206
43 熊本	2,039	2,039	312	33	279	5	664	245	99	146	458	124	231
44 大分	1,437	1,437	141	18	123	2	520	148	52	96	341	122	163
45 宮崎	1,157	1,157	82	11	71	2	442	160	53	107	330	75	66
46 鹿児島	1,919	1,919	176	21	155	1	705	220	73	147	428	156	233
47 沖縄	1,279	1,279	50	2	48	1	567	246	162	84	132	215	68
合計	125,161	125,161	15,387	2,228	13,159	658	48,252	23,996	12,794	11,202	15,293	9,947	11,628

特例販売業者の取扱い品目範囲

(昭和36年2月8日：厚生省薬務局長通知薬発第44号 別表第3)

*後に、別通知にて、歯科用剤を中心に一部追加がなされている。

緩和な内用剤

薬効別分類	主薬の例示	市販品の例示	薬効の例示
胃腸剤	アミノ安息香酸エチル、オウバクエキス、グアヤコール、クレオソート、ケイ酸アルミニウム、ゲンチアナ、酵母、重炭酸ナトリウム、センブリ、ホミカエキス、ロートエキス	太田胃散、中山胃腸薬、百草、わかもと	胃カタル、胃酸過多、胃痛、下痢、しぶり腹、食あたり、食欲不振、消化不良、食物中毒、便通不通、腸カタル、はきくだし、腹痛、二日酔い、胸やけ
下剤	アロエ、酸化マグネシウム、ピサチン、ヒマシ油、フェノバリン、フェノールフタレイン、ヤラツバ、硫酸マグネシウム	ピサチン錠、ヒマシ油、フェノバリン錠	しぶり腹、常習性便秘、食あたり、のぼせ引き、便秘
鎮暈うん剤	ジフエンヒドรามミン、ジメンヒドリナート、ダイフィリン	トラベルミン錠、ドラマミン、トリブラ	乗物酔い、はきけ、めまい
鎮咬去きよ痰剤	エフエドリン、オンジ、キキヨウ、セネガ、トコン、リン酸ヒドロコデイン、マオウ	浅田飴、チミツシン	感冒、気管支カタル、去きよたん、ぜんそく
解熱、鎮痛、鎮静剤	アセチルサリチル酸、アセトアニリド、アンチピリン、カフェイン、スルピリン、ピラピタール、フェナセチン、プロムワレリル尿素、ミグレニン	かせ熱トンプク、ケロリン、ノーシン、ベンザ、ルル	四季感冒、歯痛、神経痛、解熱、鎮痛、頭痛、鼻かぜ、鼻カタル、リウマチ
利尿剤	オケラ、カフェイン、キササゲ、ジウレチン、テオフィリン、テオフィロール	ウレカルチン錠、テフロン錠、テプロミン	水腫しゆ、腎臓炎、むくみ、利尿
駆虫剤	カイニン酸、ザクロ皮、サントニン、チモール、ピペラジン、ヘノボンジ油、マクリ	海人草、セメン散、マクニン錠	回虫、ぎょう虫、十二指腸虫、じょう虫等の駆除
栄養強壯剤	アルコール、蛋白アミノ酸類、ニンジン、キナ、ビタミン類	養命酒	栄養補給、強壯
婦人薬	センキヨウ、トウキ	神仙薬、実母散、中将湯	おりもの、逆上、めまい、月経不順、白帯下、頭痛、冷え症、貧血、便秘
疳かん薬小児薬	ゴオウ、ジャコウ、センソ	奇応丸、救命丸、六神丸	気付け、下痢、消化不良、小児虫気、ひきつけ、夜なき、緑便

緩和な外用剤

薬効別分類	主薬の例示	市販品の例示	薬効の例示
鎮痛、鎮痒、消炎剤	亜鉛華、硫黄、イクタモール、サリチル酸メチル	イクタモール軟膏<こ>う、サロメチール、サロンパス、三共パツプ、ゼノール、トクホン、六〇ハツプ	打ち身、肩こり、かゆみ止め、関節炎、すり傷、歯痛、神経痛、凍傷、ねんざ
外傷剤	カンフル、ハツカ腦、ホウ酸、マーキヨクロム、ヨウ素	オノ、マーキヨロ、メンソレータム、ヨーチン	あかぎれ、いたみ止め、やけど、外傷、かゆみ止め、切り傷、くつずれ、すり傷、消毒、ただれ、凍傷

薬効別分類	主薬の例示	市販品の例示	薬効の例示
殺菌剤	アクリノール、アルコール、オキシドール	アルコール類、オキシフル、リバノール	殺菌、消毒
硬膏こう剤	鉛丹、シヨウシ(松脂)	あかぎれ膏こう、熊の目、	あかぎれ、あせも、魚の目、やけど、化のう症、かぶれ、かゆみ止め、靴ずれ、しもやけ、せつ、凍傷、ちよう、にきび、ねぶと、ひび、虫さされ、めんちよう、よう
アレルギー性疾患剤	クロルフェニラミンマレアート、ジフェンヒドラミン	レスタミン軟膏	アレルギー性皮膚炎、かぶれ、じんましん、発疹、虫さされ
水虫薬	ウンデシレン酸、サリチル酸、チメロサル	田虫チンキ	いんきん、しらくも、たむし、はたけ、水虫
口内塗布剤	ヨウ化カリウム、ヨウ素	ルゴール液	口内炎、舌炎
点眼剤	ホウ酸、硫酸亜鉛	大学目薬、ロート目薬	打ち目、角膜炎、結膜炎、ただれ目、つかれ目、つき目、トラホーム、なみだ目、はやり目、ほし目、ものもらい、やに目、雪目
点耳鼻剤	ジフェンヒドラミン、ナフアゾリン、ハツカ脳、フェニレフィリン	ミナト鼻液	外耳炎、蓄のう症、鼻かぜ、鼻カタル、鼻充血
吸入含嗽そう剤	塩素酸カリウム、重炭酸ナトリウム	ウガイグスリ	いんこうカタル、うがい、気管支カタル、口内炎、口内消毒、舌炎
吸出膏	サリチル酸、硫酸銅	たこの吸出し、ピツク	吸出し
痔し剤	アミノ安息香酸エチル、ロートエキス	小松痔し退膏こう	痔し、痒痔し
浣かん腸剤	グリセリン	アイデアル浣かん腸イチジク浣かん腸グリセリン浣かん腸	便秘
避妊薬	醋酸フェニル水銀、硫酸オキシキノリン	サンブーン、サンシーゼリー	避妊
婦人薬	イクタモール、タンニン酸、ロートエキス	恵の玉	こしけ
脱脂綿類		ガーゼ、脱脂綿、ばん創膏こう	
歯科用剤		亜ヒ酸バスタオキシパラ、クロム酸、サンダラック、歯科用塩酸プロカイン、T字油、パラホルムアルデヒド、パラホルムセメント、ペニシリン歯科用円錐すい、ヨートグリセリン	仮封、根管充填てん、歯科局所消炎消毒、歯科用局所麻酔、止血、歯髄失活、歯髄覆罩ふくとう口洗淨、ぞうげ質知覚過敏症
酸素、笑気その他気体液体の麻酔		酸素、笑気	
薬用化粧品	亜鉛華、安息香酸、硫黄、エストラジオール、塩化ベンゼトニウム、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸ピリドキシン、感光色素、クロロフィリン誘導体、サルチル酸、次硝酸ビスマス、蛋白分解酵素、ニトロフラゾン、白降汞、ビタミンA、ビチオノール、ヒノキチオール、ホウ酸	アネホルモンフラワー、黒竜、白精、パピリオホルモンクリーム	荒れ性、色黒、かぶれ、しみ、しもやけ、そばかす、たるみ、にきび、ひげそり後、皮膚栄養剤、皮膚炎、吹出物、日やけ止め
薬用石けん	ジフェンヒドラミン、チメロサル、パラクロルメククレゾール、ビチオノール、ヘキサクロロフェン	アルボース石けん、ミューズ石けん、レスタミン石けん	しつしん、そばかす、ただれ、にきび、皮脂漏、皮膚炎、日やけ、吹出物、ふけ
染毛剤	パラフェニレンジアミン	白髪染め	染毛
殺虫剤	毒素劇薬を除く殺虫剤であつて小売用に包装されたもの		蟻、家ダニ、蛆、蚊、南京虫、のみ、はえ、ぼうふら

薬局等における薬剤師等の不在率

(単位%、薬剤師等不在施設数 / 調査実施施設数)

(出典：厚生労働省医薬品一斉取締監視結果(平成9年度～平成13年度))

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
薬局	6.0 (535/8912)	4.6 (418/9176)	3.4 (364/10577)	2.6(1.9)* (266/10108)	2.6(1.8)* (271/10325)
一般販売業	18.7 (457/2444)	19.6 (576/2939)	22.8 (706/3093)	19.1(14.6)* (929/4873)	22.6(17.1)* (1144/5063)
卸売一般販売業	5.5 (76/1390)	3.6 (70/1937)	5.7 (88/1538)	9.7(2.1)* (146/1499)	9.0(1.9)* (126/1394)
薬種商販売業	4.4 (176/3966)	4.0 (147/3698)	6.4 (204/3205)	5.9(4.2)* (197/3343)	6.6(4.3)* (207/3154)

(注) *の数字は、調査実施時に薬剤師等が不在であり、かつ、薬剤師等不在時に医薬品を販売する等、不在時の対応が不適切であった施設の割合を示す。

幼稚園と保育所の共用化施設数

(出典：文部科学省・厚生労働省 幼稚園と保育所の連携事例集)

(平成 14 年 5 月 1 日現在)

	公立	私立	計
合築	47	12	59
併設	21	8	29
同一敷地内	37	46	83
計	105	66	171

(参考) 保育所数 22,272 (平成 14 年 4 月 1 日)
幼稚園数 14,279 (平成 14 年 5 月 1 日)

共用化に当たっては、幼稚園設置基準と児童福祉施設最低基準のそれぞれを共用化された施設について必要とされる基準面積は、原則として、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準により幼児数を基に算定する。

幼稚園と保育所が共用化されている施設における職員の数については、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準により算定するものとする。

・合築施設：

幼稚園と保育園が一つの建物にあり、廊下、便所などの施設を両者が共有している施設。

・併設施設：

幼稚園と保育園が一つの建物の中にあるが、玄関が別々であったり、壁などによって仕切られている場合など両者が共有している部分がない施設。

・同一敷地内にある施設：

幼稚園と保育園の建物は別々であるが、一続きの敷地内にそれらがあり、運動場などの敷地が柵、塀などによって完全に仕切られていず、相互に利用できる施設。

学校法人以外の設置者に対する補助金の交付実績

(文部科学省資料に基づき作成)

設置者	設置者数	補助金額(千円)	学校法人化しなかった設置者数	学校法人化しなかった者への補助金額(千円)
宗教団体	21	838,997	1	112,244
個人	47	1,979,538	2	70,638
社会福祉法人	1	18,460	1	18,460
合計	69	2,836,995	4	201,342

(注1) 平成9年度から平成13年度の数値を合計したもの。

(注2) 学校教育法第102条においては、「私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園は、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」と規定されている。また、私立学校振興助成法附則第2条においては、学校法人以外の設置者で補助金を受けるものは、5年以内に学校法人化しなければならないと規定されている。

(注3) なお、文部科学省は、当会議宛「資料等提出依頼について(回答)(平成15年4月22日)」において、「当分の間学校法人となることを要しない学校を設置する者が期限内に学校法人化できなかった場合の既に交付した補助金について返還を求めることはしておらず、また、その当分の間に必要な監督・規制が及んでいるため憲法上の問題は生じない」と回答している。

耕作放棄地が増加している主な理由

(平成15年4月22日農林水産省提出資料(資料請求への回答)より抜粋)

耕作放棄地が増加している主な理由

全国の農業委員等を対象とした全国農業会議所の調査によると、耕作放棄地の発生要因として、「高齢化・労働力不足」との回答が最も多く、各地域を通じて8割を超えている。

これに次いで多い回答は「土地条件が悪い」となっているが、この回答を地域類型別にみると、平地農業地域では約4割であるのに対し、中山間地域では約6割となっており、この土地条件の差違が中山間地域における耕作放棄が特に進んでいる主要な要因と考えられる。

耕作放棄地が増加している主な理由(地域類型別にみた回答割合)

発生要因 (複数回答)	全国	都市的 地域	平地農業 地域	中間農業 地域	山間農業 地域
土地条件が悪い	47.3	28.8	41.0	59.9	60.2
高齢化・労働力不足	86.0	87.3	84.0	87.2	85.6
道路条件等が悪く通作 不便	33.9	28.4	35.0	37.8	32.0
鳥獣害の被害が多い	9.4	3.6	1.8	11.1	27.1

出典：全国農業会議所「遊休農地の実態と今後の活用に関する調査」(平成10年)

住宅に係る容積率緩和制度の仕組み

〔国土交通省作成〕

	適用地域要件	手続き		容積率の法定緩和上限	容積率緩和の条件(制限)	その他の制限
		都計法	基準法			
用途別容積型 地区計画	一住・二住・準住・近商・商業・ 準工地域	地区計画	- (確認)	指定容積率の1.5倍以内 で都市計画で定めた上限	地区整備計画(容積率の最高・最低、敷 地面積の最低、壁面位置)	地区計画と同様 (注)
建築確認による住 宅容積率緩和制度	一住・二住・準住・近商・商業・ 準工地域	-	- (確認)	指定容積率の1.5倍以内 で住宅比率に応じた数値	敷地面積、空地面積、道路に沿って有 効な空地面積	
特定街区	-	地域地区	- (確認)	-	容積率の最高、高さの最高、壁面位置	
都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域	地域地区	- (確認)	-	容積率の最高(400%以上)・最低、建べ い率、建築面積の最低、高さ、壁面位置	誘導用途
総合設計	-	-	許可	(運用上1.5~2倍を上限)	敷地面積、空地面積	
特例容積率適用 区域制度	商業地域	地域地区	指定	2以上の特例敷地(容積 率の移転元・移転先)の 基準容積率による床面積 の合計の範囲内	特例容積率適用区域	容積率 建ぺい率
高層住居誘導地区	一住・二住・準住・近商・準工 地域で容積率400・500%の地 域	地域地区	- (確認)	指定容積率の1.5倍以内 で都市計画で定めた上限 (住宅比率ごと)	容積率	建ぺい率、敷地 面積の最低
高度利用地区	-	地域地区	- (確認)	-	容積率の最高・最低、建ぺい率の最高、 建築面積の最低	道路沿いの壁面 位置
地区計画 (再開発等促進区)	-	地区計画	認定	-	地区整備計画(容積率)	地区計画と同様 (注)

(注) 地区計画で定めることができる建築物の制限

用途、容積の最高・最低、建ぺい率、敷地面積又は建築面積、壁面、高さの最高・最低、形態・意匠・垣・さくの構造 等

用途別容積型地区計画の運用改善について

(内閣府作成)

1. 用途別容積型地区計画について

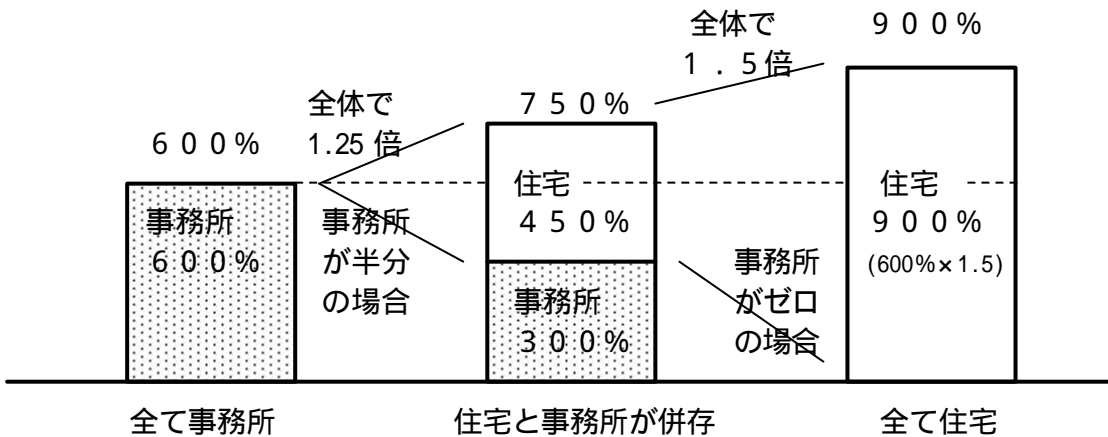
住宅と事務所等が併存している都心部において、住宅を含む建築物に係る容積率の最高限度を緩和できる仕組み

2. 運用改善の内容 (容積率600%の地域の例)

現在の運用

住宅の割合に応じて、容積を割り増す(全部が住宅の場合は、容積率上限(600%)の1.5倍まで緩和可)。

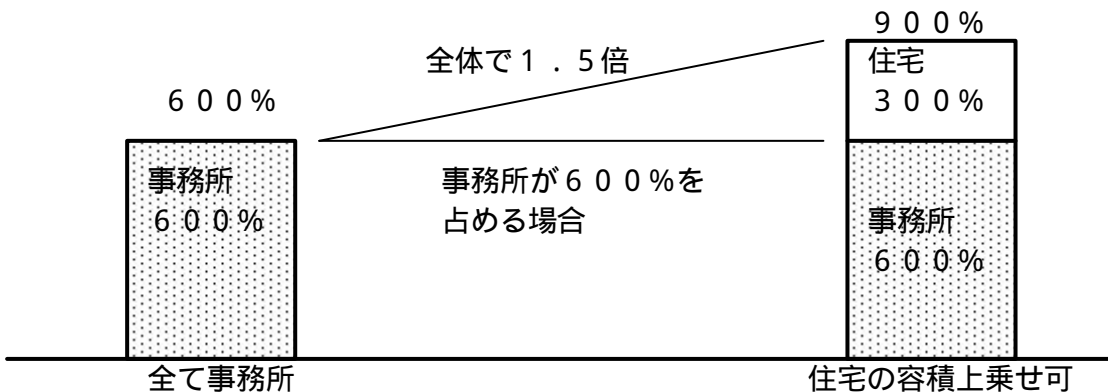
事務所が容積率上限(600%)いっぱいをおめる場合は、容積の上乗せは無し。



< 運用改善例 >

事務所が容積率上限(600%)いっぱいまでおめる場合であっても、住宅の容積の上乗せを可能とする(全体で容積率上限(600%)の1.5倍まで緩和可)。

(道路等の公共施設の状況、敷地内空地等を勘案して導入)



構造改革特区における農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入例一覧
(内閣府構造改革特区担当室資料に基づき作成)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	併せて申請される規制の特例措置
第1弾 認定 12	青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の全域	弘前大学等と食品産業との試験研究施設の利用を通じた機能性食品等開発での連携強化、食品産業による原材料の直接生産、都市住民の農産物生産への機会増加など、研究促進、民間活力利用、市民参加等の総合的な推進により、新たな視点に立った食料生産、加工、消費構造の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化 ・国有施設等の廉価使用の拡大 ・市民農園の開設者の範囲の拡大
第1弾 認定 35	神奈川県	相模原市	相模原市新都市農業創出特区	相模原市の区域のうち農業振興地域	都市化の進行等に伴い遊休農地が拡大する中、「地産・地発・地工・地消」をコンセプトにした農業の創出を実現するため、農業分野以外からの農業への参入を促し、農地利用の拡大を図るとともに、地域ポテンシャルを活かした民間活力による農業の創出と雇用機会の拡大を図り、もって「新都市農業」の実現を目指す。	
第1弾 認定 36	新潟県	安塚町 浦川原村 松代町 松之山町 大島村 牧村	東頸城農業特区	安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域	恵まれた自然環境と農村景観、伝統文化を含めた資源を活かした、「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」に取り組むことによって、農地の遊休化防止と国土の保全、複合循環型産業の育成、体験交流型観光の育成と拡大、新たな雇用の確保と新規定住を促進し、自然環境の保全と豊かな田舎の形成の実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の開設者の範囲の拡大
第1弾 認定 37	山梨県	山梨県	ワイン産業振興特区	塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村の全域	ぶどうの一大産地であり、ワイナリーが集積している当地域の特性を活かし、ワイン醸造会社によるワイン造りとぶどう作りの一体化等による高品質ワインの製造などによりワイン産地ブランドを確立し、ワイン産業の活性化を図る。	

番号	都道府 県名	申請地 方公共 団体名	特区の名称	区域の 範囲	特区の概要	併せて申請される 規制の特例措置
第1弾 認定 38	香川県	内海町	小豆島・内 海町オリ ーブ振興特区	内海町の全域	農業の担い手不足、地場産業の停滞するなかで、小豆島の貴重な地域資源であるオリーブを、加工サイドの企業自らが町内の遊休農地で栽培に取り組み、小豆島産オリーブの実、葉等の原材料の確保と遊休農地の有効活用で町の活性化を図る。	
第1弾 認定 39	千葉県	千葉県 大網白里町	NPO活動 推進特区	大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに字金畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部	NPO法人が遊休農地を活用した農業参入を通じて、農地の保全・有効利用の確保、農作物の栽培や農作業を通じた教育、環境保全活動等の多様な農地利用のニーズに対応した都市住民と農村との交流など、NPOの活動領域の拡大と新たな農業生産システムの構築を図り、農業分野でのモデル的なNPO活動を実証する。	
第1弾 認定 41	山梨県	須玉町	増富地域交 流振興特区	須玉町の区 域の一部 (旧増富村 の全域)	高齢化・担い手不足による遊休農地の増大、交流人口の低迷等の深刻な課題を抱える増富地区は、秩父多摩甲斐国立公園の西の玄関口として素晴らしい自然景観を有していることから、NPO法人の参入を求め、農業や国立公園での都市農村交流プログラムを展開することにより、交流人口を効果的に増大させ集落機能の維持と地域経済の活性化を図る。	・国立、国定公園の特別区域におけるイベントの容易化
第1弾 認定 43	和歌山県	和歌山県	新ふるさと 創り特区	和歌山市及び打田町の区域の一部(コスモパーク加太及び北勢田ハイテクパーク)並びに橋本市、粉河町、貴志川町、岩出町、美里町、清水町、中津村、美山村、龍神村、中辺路町、大塔村、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町及び北山村の全域	農業体験と自然体験、歴史文化探訪等が一体となった総合体験型観光産業及び大都市圏への食の提供に関連した新規産業を創出するなど「都市」と「地方」の交流を促進するとともに、Iターン者が農業、緑の雇用など収入を得る条件を整備し、定住を促進する。	・土地開発公社造成地の賃貸の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	併せて申請される規制の特例措置
第2弾 認定 22	神奈川県	小田原市	都市農業成長特区	小田原市の区域のうち農業振興地域	小田原市は、東京から80km圏にあり、豊富な交流人口を背景に、都市と農村（田園）が共生できる都市であることから、小田原市農村振興基本計画に基づき実施する施策と、規制の特例措置を活用して、ブランド化、農業所得の向上、地産地消、担い手の育成・確保を確立し、都市農業の成長を目指す。	・市民農園の開設者の範囲の拡大
第2弾 認定 24	山梨県	山梨市	山梨市農地いきいき特区	山梨市の区域の一部（笛吹川右岸区域）	果樹生産が盛んな地域において一層の果樹振興を図るため、株式会社、NPO等の多様な主体の農業参入や市民農園の開設を進め、果樹、花き、野菜、稲などの体験農業を含めた農業経営を実施することにより、都市住民との交流や観光農業の振興等を図る。	・市民農園の開設者の範囲の拡大
第2弾 認定 26	長野県	長野県、大鹿村	大鹿村中山間地農業活性化特区	長野県下伊那郡大鹿村の全域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、農業生産法人以外の法人（建設業者）による農業への参入により、農地の適正かつ効率的な利用の確保するとともに、建設業が抱えている労働力の活用により、地域内の活性化を図る。	
第2弾 認定 27	長野県	長野県、梓川村	梓川村地域活性化特区	長野県南安曇郡梓川村の全域	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、農業生産法人以外の法人（株式会社ファインフーズ梓川）の農業への参入による遊休農地の解消や発芽玄米に適した品種（巨大胚芽米や新形質米等）の開発及び減農薬・有機栽培の実証展示ほ場の設置等により、農地の適正かつ効率的な利用を促進する。	

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	併せて申請される規制の特例措置
第2弾 認定 28	兵庫県	兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町	自然産業特区	兵庫県津名郡淡路町、北淡町及び東浦町の区域の一部（淡路島北部丘陵地域の開発農地）	農地の約4割が耕作放棄されている淡路島北部丘陵地域において、特例措置を活用した多様な主体による新たな農業経営や楽農生活への取組を推進するとともに、県が整備した「淡路景観園芸学校」や「あわじ花さじき」などの花き園芸振興拠点施設、計画中的風力発電等クリーンエネルギー施設等との連携により「人集い、花と緑あふれる淡路島北部丘陵地域」の創出をめざす。	・市民農園の開設者の範囲の拡大
第2弾 認定 29	兵庫県	市島町	環境保全型農業等推進特区	兵庫県氷上郡市島町の全域	町の農業の活性化を目的に設立されたNPO法人が、新規就農希望者支援のための実習・研修用農場、環境保全型農業技術の研究・実証等のモデル農場として、農地の権利取得ができる特例を導入し、遊休農地の効率的利用による担い手の育成確保と、環境保全型農業の普及推進等の取り組みを通じ、持続可能な食料・農業・農村の構築により「有機の里いちじま」の確立を図る。	
第2弾 認定 33	長野県	長野県、木曾福島町	木曾福島町都市農村交流特区	長野県木曾郡木曾福島町の区域の一部（旧新開村）	地域が抱える担い手不足や、農地の遊休化といった深刻な課題に対して、農業内部での対応だけでは、これらの問題が解決できない状況にあることから、農業生産法人以外の法人（特定非営利活動法人ふるさと交流木曾）による農業への参入により、農地の適正かつ効率的な利用の確保と農業体験を通じた都市住民との交流促進を図る。	
第2弾 認定 35	長野県	飯田市	南信州グリーン・ツーリズム特区	飯田市の全域	飯田市では、これまで実施してきた体験農業、農家泊等の先導的な地域振興施策を一層の推進を図るため、規制の特例により、総合的なグリーン・ツーリズムの実施、農業の多様な担い手の確保・育成、農業関連産業育成による農業振興等を推進し、都市農村交流、定住人口の拡大等を通じて、中山間地域における地域コミュニティの再生を図る。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大